



所 管	総務部 財務課		
担 当	河合 博	問い合わせ	0573-26-2111 (内線 333)

報 道 機 関 各 位

入札参加資格停止措置について

1. 資格停止措置業者の名称及び住所

商号又は名称	住 所
中外テクノス (株) 中部支社	愛知県名古屋市守山区花咲台 2-303
(株) 大塚商会 中部支店	愛知県名古屋市中区丸の内 3-23-20
西日本電信電話 (株) 岐阜支店	岐阜県岐阜市梅ヶ枝町 2-31

2. 資格停止措置理由

広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札にて、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、令和4年10月6日、公正取引委員会は中外テクノス（株）及び（株）大塚商会に対し排除措置命令及び課徴金納付命令を、西日本電信電話（株）に対し排除措置命令をそれぞれ行った。

これは、恵那市入札参加資格停止要綱第2条第1項別表、独占禁止法違反行為（13）に該当することから、入札参加資格の停止措置を行う。

なお、公正取引委員会より、課徴金減免制度の適用事業者として公表された（株）大塚商会及び西日本電信電話（株）には、恵那市入札参加資格停止要綱第3条第3項を適用し、資格停止措置期間を2分の1に短縮する。

3. 資格停止措置期間

中外テクノス（株） 中部支社

資格停止措置期間 令和4年12月2日から令和5年4月3日まで（4カ月）

（株）大塚商会及び西日本電信電話（株）

資格停止措置期間 令和4年12月2日から令和5年2月3日まで（2カ月）



市公式キャラクター
『エーナ』



恵那市役所報道発表資料

令和4年12月2日

4. 資格停止措置要件

○恵那市入札参加資格停止要綱第2条第1項 別表

区分	措置要件	期間
独占禁止法違反行為	(13) 一般契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内